WestlawJapan 法令あらまし

【法令名】

○ 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法施行令の一部を改正する政令

【掲載官報】	平成 23 年 3 月 30 日 号外 63 号 5 ページ
【法令番号】	平成 23 年 3 月 30 日 政令第 41 号
【管轄省庁】	経済産業省
【施行期日】	平成 23 年 4 月 1 日から施行
【制定の根拠】	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法(平成 14 年法律第 94 号)第 18 条
【法令のあらまし】	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構が行う債務保証の限度として、信用基金に充てるべきものとして
	出資された金額等に乗じるべき数を 30 とする。 (第 12 条関係)
【改正される法令】	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法施行令(平成 15 年政令第 554 号)